

「平成 26 年度指定管理者実務研究会」支援業務

企画募集要領

1. 実施趣旨

(財)地域総合整備財団(以下「財団」という。)では、地方公共団体が指定管理者制度を運用する際の課題・問題の解決のため、平成 17 年度から有識者による事例研究会を設置するとともに、研究成果を地方公共団体に情報提供するため、セミナー等を開催している。

また、平成 20 年度からは実務研究会を設置し、地方公共団体等の取組事例を参考にしながら協定書の締結のあり方や募集手続きのあり方など、実務の研究を行ってきた。平成 26 年度においても研究会を設置し、地方公共団体等の取組事例を参考にしながら研究を行う予定としている。

については、指定管理者実務研究会に関する業務を支援し、係る報告書を作成することができる、指定管理者制度に関する調査研究業務に実績のある事業者を募集する。

2. 業務の内容

(1) 業務名

「平成 26 年度指定管理者実務研究会」支援業務

(2) 委託期間

契約締結の日の翌日から平成 27 年 3 月 13 日まで

(3) 調査研究テーマ

「指定管理者制度による新たな事業価値の創造」

指定管理者制度は、運用開始から約 10 年を経過し様々な分野において導入が進んでいる。当初は、主に行政改革の枠組みの中で、管理運営費を削減し財政負担を軽減するための手段として活用されるとともに、民間事業者等による管理運営によって、利用時間の延長など住民サービス及び利便性の向上を実現してきた。

また、近年、単に公共の一部を担うということにとどまらず、指定管理者がこれまでにない新たなサービスを提供する動きが次々と生まれている。

例えば、佐賀県武雄市の市立図書館、神戸市の「デザイン・クリエイティブセンター神戸 (KIITO)」、静岡市の「こどもクリエイティブタウンま・あ・る」などでは、施設の管理・運営業務を請け負うことだけにとどまらず、公共サービスと民間事業との融合、人材の育成等、新たな事業価値を生み出す取組みが行われている。

こうした背景から、平成 26 年度においては、民間ノウハウをこれまで以上に活用し、新しい発想で制度を運用することで実現できる新たな事業価値の創造について、その具体的手法を探るとともに指定管理者制度の新しい可能性、方向性について検討を行うこととする。

(4) 業務内容

①「平成 26 年度指定管理者実務研究会」の開催・運営支援

「平成 26 年度指定管理者実務研究会」の開催・運営にあたって、日程調整、会場設営、進行に関する調整等を行うとともに、同研究会での論点の設定、議論・検討に必要な資料の作成及び同研究会の議事録の作成を行う。また、同研究会の開催・運営に係る旅費交通費、会議費、諸謝金の調整事務及び支出を行う。なお、同研究会は財団会議室において 4 回開催する予定である。

②指定管理者制度等の公民連携事業に関する取組事例の収集・整理

①の研究会における議論の材料とするため、地方公共団体等の指定管理者制度を含む幅広い公民連携事業の取組事例を収集するとともに、必要に応じてアンケート調査やヒアリング調査等を行い、論点を整理する。

③「平成 26 年度指定管理者実務研究会報告書」の作成

①の研究会での検討結果等を整理した「平成 26 年度指定管理者実務研究会報告書」（以下「成果報告書」という。）を作成する。

(5) 成果物

- ①成果報告書（A4 版、印刷製本）：100 部
- ②成果報告書の内容を記録した電子媒体：1 枚

(6) 留意事項

- ①「平成 26 年度指定管理者実務研究会」の委員報酬・旅費は事業者が支払う。
- ②「平成 26 年度指定管理者実務研究会」の会場は財団会議室を利用する。
- ③委託業務全般にわたり、財団と協議のうえ業務を実施し、定期的に財団へ進捗状況を報告すること。

3. 提案限度価格

7,000,000 円（税込）

4. 応募資格

- (1) 東京都、神奈川県、埼玉県、千葉県いずれかに事務所を有していること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項（同令第 167 条の 11 第 1 項において準用する場合を含む。）の規定に該当しないこと。
- (3) 官庁（国の全ての機関）から、指名停止又は一般競争参加資格停止若しくは営業停止（以下「指名停止等」という。）を受けている期間に該当しない者であること。
なお、官庁からの指名停止等を受けているのが、会社（法人）の本店・支店・営業所等のいずれであっても応募資格はない。
- (4) 本業務を円滑に遂行できる安定的かつ健全な財務能力を有すること。

5. 企画提案書等の提出

(1) 応募期間

平成 26 年 3 月 5 日(水)～平成 26 年 3 月 20 日(木)17 時 00 分必着

(2) 提出書類

次の書類を各 1 部提出してください。

- ①業務実績一覧
- ②担当者経験一覧
- ③会社概要（会社パンフレット代用可）
- ④企画提案書（様式自由）
- ⑤業務従事者動員計画（様式自由）
- ⑥見積書（様式自由、算出根拠を記載すること）

(3) 応募方法

持参又は簡易書留による郵送。（eメール、ファックスは不可）

(4) 提出先及び問い合わせ先

(財)地域総合整備財団 開発振興部開発振興課（担当：清水）

〒102-0093 東京都千代田区平河町 2-5-6 TEL03-3263-5758

6. 選考方法

(1) 選考

(財)地域総合整備財団 開発振興部開発振興課で選考を行う。

(2) 選考基準

以下の基準により審査を行い、その総合得点が最も高い者を委託者として決定する。（カッコ内は得点の配分）

①企画提案内容が本事業の目的に合致していること。（計 30 点）

企画提案内容が的確で、訴求力のある企画案を提示できているかを審査する。

- ・当該事業の目的を適切に把握しており、「指定管理者制度」に対する問題意識が当該事業と合致する。（10 点）
- ・「平成 26 年度指定管理者制度実務研究会」の進め方について適切かつ具体的な考えが示されている。（10 点）
- ・作業内容とスケジュールが適切である。（10 点）

②本事業の実施に十分な能力及び体制を有すること。（計 30 点）

過去に類似の事業を実施した実績があり、本事業に関する専門性を有するか。また、開発振興部開発振興課との連絡調整や打ち合わせなどに適切に対応できるかを審査する。

- ・担当者が「指定管理者制度」に関する十分な専門性を有している。（10 点）
- ・担当者が類似事業に関する十分な実績を有している。（10 点）
- ・業務を確実、円滑に実施するための実施体制、連携体制を有している。（10 点）

③見積価格が適正であること。(30点)

見積りの内容が的確であり、提案限度価格の範囲内で見積りが行われているかを審査する。見積価格に関する審査は、最低価格を満点(30点)とし、2位以下の者の得点は1位の見積価格との比率により算出する。なお、得点は、小数点第1位までを求める。

$$\boxed{\text{見積価格の得点} = 30 \text{ 点} \times (\text{提案者のうち最低価格} / \text{当該者の見積価格})}$$

④その他特に優れた点があること。(10点)

その他、特に加算すべき優れた内容が認められること。

(3) 選考結果の公表

①時期

平成26年4月上旬。(予定)

②方法

応募者全員に文書通知する。

7. 企画提案に係るその他事項

(1) 企画提案に要する費用の負担

応募者負担とする。

(2) 応募書類の返却の可否

返却はしない。応募者は、あらかじめ提出書類の写しを保管して下さい。

(3) 成果品の帰属

(財)地域総合整備財団

8. その他

財団法人地域総合整備財団は、平成26年4月1日に一般財団法人へ移行する予定である。